

電気用品安全法の技術基準の解釈 別表第十二に提案する規格の概要

担当小委員会	第23-1小委員会
事務局	一般社団法人 日本配線システム工業会

<規格情報>

規格番号（発行年）	JIS C XXXX (201X)
対応国際規格番号（版）	対応する国際規格はない。
規格タイトル	ベル用、表示器用及びリモートコントロールリレー用変圧器
適用範囲に含まれる主な電気用品名	ベル用変圧器、表示器用変圧器、 リモートコントロールリレー用変圧器
廃止する基準及び有効期間	新規制定 JIS であって、廃止する JIS はない。

<審議中に問題となったこと>

1 JIS（ベル用、表示器用及びリモートコントロールリレー用変圧器）について**a) JIS 原案作成の目的**

小形单相変圧器に関しては、技術基準の解釈 別表第十二に規定している **IEC** 規格に準拠した整合規格 **JIS** によるものは、**IEC** 規格による電気工事の規則の下で使用されることによって、安全協調が図られている。一方、技術基準の解釈 別表第六によるものは、我が国の従来からの電気工事の規則の下で使用されることによって、安全協調が図られている。

しかし、技術基準の解釈は廃止していくことになっているので、小形单相変圧器のうち従来からの電気工事の規則の下で使用するベル用変圧器、表示器用変圧器、リモートコントロールリレー用変圧器を存続させるためには、技術基準の解釈 別表第六による規定内容を今後とも存続させることが必要である。そこで、技術基準の解釈 別表第六をもとにした“安全規格”としてこの **JIS** を制定し、整合規格として採用して頂くことを目的とする。

b) JIS の概要

この **JIS** は、技術基準解釈 別表第六 小形单相変圧器をもとに作成したベル用変圧器、表示器用変圧器、リモートコントロールリレー用変圧器の安全性を定める **JIS** である。

c) 国際規格と JIS との関係

小形单相変圧器には **IEC** 規格に準拠した整合規格 **JIS** が技術基準解釈 別表第十二にあるが、この **JIS** は我が国の配電事情に則して規定した我が国の独自規格であって対応する国際規格はない。

2 規格の制定審議で問題となった主な事項**a) 規格の構成（全般）**

JIS と電気用品技術基準では項立てが異なるので、この **JIS** の箇条の項建ては、技術基準解釈 別表第六及び関連する法規等の項目を分解・整理して、すでに整合規定化されている **JIS** の箇条形態を

電気用品安全法の技術基準の解釈 別表第十二に提案する規格の概要

考慮して構成した。

規格の構成

電気用品安全法施行令, 施行規則, 技術基準省令の解釈 電気用品の範囲等の解釈等	JIS C XXXX ベル用、表示器用及びリモートコントロールリレー用変圧器	
別表第六 1 共通の事項 (1) 材料 (2) 構造 (3) 部品及び附属品 (4) 2次電圧変動特性 (5) 表示	3 用語及び定義, 4 一般要求事項, 5 試験のための一般要求事項, 6 分類, 7 表示, 8 材料, 9 構造, 10 部品及び附属品, 12.2 次電圧特性	本 文
別表第六 2 ベル用変圧器、表示器用変圧器、リモートコントロールリレー用変圧器	11 定格2次電圧、 13.2 次短絡電流特性、 14 平常温度上昇、 15 絶縁特性、 16 異常温度上昇、	
別表第六 附表第一～三	附属書A (規定) コンデンサの外部端子の空間距離及び沿面距離 附属書B (規定) コンデンサ以外の充電部の空間距離及び沿面距離 附属書C (規定) 絶縁性能試験	附 属 書
電気用品安全法 ・施行規則 別表第一 電気用品 の区分, 別表第二 型式の区分	附属書D (規定) 小形単相変圧器の分類	

b) 規格の混用防止 (序文)

このJISは、我が国独自のJISであり、我が国の屋内配線設備に使用するベル用変圧器、表示器用変圧器、リモートコントロールリレー用変圧器の安全性に関わる規格であるので、技術基準解釈別表第十二にある次のIEC規格によるJISの規格との混用を禁止することを明記した。

— JIS C 61558 (変圧器、電源装置、リアクトル及びこれに類する装置の安全性) の規格群

電気用品安全法の技術基準の解釈 別表第十二に提案する規格の概要

<主な国際規格との差異の概要とその理由>

現在の別表第十二に採用されている技術基準とは相違する主なデビエーション。

◎対応する国際規格はないので、記述すべき差異はない。

項目 番号	概 要	理 由
—	—	—

<主な改正点>

新規制定 **JIS** で旧版はないので、記述すべき改正点はない。

電気用品安全法の技術基準の解釈 別表第十二に提案する規格の概要

<技術基準省令への整合性>

技術基準			該当	規格		補足
条	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二条 第1項	安全原則	電気用品は、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないよう設計されるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条4	4 一般要求事項 通常の使用状態において十分な性能があり、この規格の意図する範囲において使用者及び周囲に危険が生じるおそれがないよう形状が正しく設計してあり、組立てが良好及び動作が円滑で、この規定に該当する全ての要求事項及び規定する試験に適合しなければならない。	
第二条 第2項	安全原則	電気用品は、当該電気用品の安全性を確保するために、形状が正しく設計され、組立てが良好で、かつ、動作が円滑であるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条4	4 一般要求事項 通常の使用状態において十分な性能があり、この規格の意図する範囲において使用者及び周囲に危険が生じるおそれがないよう形状が正しく設計してあり、組立てが良好及び動作が円滑で、この規定に該当する全ての要求事項及び規定する試験に適合しなければならない。	
第三条 第1項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前条の原則を踏まえ、危険な状態の発生を防止するとともに、発生時における被害を軽減する安全機能を有するよう設計されるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条9	9 構造 9.3 充電部の接続 接続部分は、通常の使用状態で、緩みが生ぜず、かつ、温度に耐えなければならない。 9.10 短絡、過電流などの異常時の保護装置 器具間を接続する電線が短絡、過電流等の異常を生じ	

電気用品安全法の技術基準の解釈 別表第十二に提案する規格の概要

					たとき動作するヒューズ、過電流保護装置その他の保護装置を設けなければならない。 9.11 外郭の強度 感電、火災等の危険を生じるおそれのあるひび、割れその他異常が生じてはならない。
第三条 第2項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前項の規定による措置のみによってはその安全性の確保が困難であると認められるときは、当該電気用品の安全性を確保するために必要な情報及び使用上の注意について、当該電気用品又はこれに付属する取扱説明書等への表示又は記載がされるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条7 箇条9	7 表示 器体への表示は表面の見やすい箇所に容易に消えない方法で表示する。 9 構造 9.16 接地線及び接地用端子の表示 そのもの又は近傍に容易に消えない方法で表示する。
第四条	供用期間中における安全機能の維持	電気用品は、当該電気用品に通常想定される供用期間中、安全機能が維持される構造であるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条8 箇条9	8 材料 8.1 器体の材料 材料は通常の使用状態での温度に耐えなければならない。 8.2 電気絶縁物及び熱絶縁物 接触又は近接した部分の温度に十分耐え、かつ、吸湿性の少ないものでなければならない。 8.3 器体の部品及び構造材料 可燃性物質でないものとする。 8.4 鉄及び鋼のさび止め 適当なさび止めを施したものでなければならない。 8.5 導電材料 通常の使用状態で、電気的、熱的又は機械的な安定性をもつ材料でなければならない。

電気用品安全法の技術基準の解釈 別表第十二に提案する規格の概要

					<p>8.6 巻線に接している繊維質の絶縁材 絶縁ワニス又はこれと同等の以上の絶縁効力をもつ含浸剤で完全に処理したものでなければならない。</p> <p>8.7 絶縁性充填物 耐水質のもので、使用中にひび、割れその他の異常を生じるおそれのないものでなければならない。</p> <p>8.8 外郭の材料 屋外用のものの外郭の材料は、さびにくい金属、さび止めを施した金属、合成ゴム、陶磁器など、又は 80 °C ±3 °C の空气中に 1 時間放置した後に自然に冷却したとき、その後の使用を損なうほどの膨れ、割れその他の異状が生じない合成樹脂でなければならない。</p> <p>8.9 接地用端子の材料 十分な機械的強度をもち、さびにくいものでなければならない。</p> <p>9 構造</p> <p>9.3 充電部の接続 接続部分は通常の使用状態において、緩みが生ぜず、かつ、温度に耐えなければならない。</p>	
第五条	使用者及び使用場所を考慮した安全設計	電気用品は、想定される使用者及び使用される場所を考慮し、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 9	<p>9 構造</p> <p>9.1 形状, 組立, 動作 通常の使用状態で危険が生ずるおそれのないもので、形状が正しく、組立てが良好で、かつ、動作が円滑でなければならない。</p>	
第六条	耐熱性等を有す	電気用品には、当該電気用品に通常想定される使用環	<input checked="" type="checkbox"/> 該当	箇条 8	8 材料	

電気用品安全法の技術基準の解釈 別表第十二に提案する規格の概要

	る部品及び材料の使用	境に応じた適切な耐熱性、絶縁性等を有する部品及び材料が使用されるものとする。	<input type="checkbox"/> 非該当		<p>8.1 器体の材料 材料は通常の使用状態で温度に耐えなければならない。</p> <p>8.2 電気絶縁物及び熱絶縁物 接触又は近接した部分の温度に十分耐え、かつ、吸湿性の少ないものでなければならない。</p> <p>8.6 巻線に接している繊維質の絶縁材 絶縁ワニス又はこれと同等の以上の絶縁効力をもつ含浸剤で完全に処理したものでなければならない。</p> <p>8.7 絶縁性充填物 耐水質のもので、使用中にひび、割れその他の異常を生じるおそれのないものでなければならない。</p> <p>8.9 接地用端子の材料 十分な機械的強度をもち、さびにくいものでなければならない。</p>	
第七條 第1項	感電に対する保護	<p>電気用品には、使用場所の状況及び電圧に応じ、感電のおそれがないように、次に掲げる措置が講じられるものとする。</p> <p>一 危険な充電部への人の接触を防ぐとともに、必要に応じて、接近に対しても適切に保護すること。</p>	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条9	<p>9 構造</p> <p>9.5 空間距離及び沿面距離 空間距離、沿面距離は、器具又は器具の部分ごとにそれぞれ附属書 A 又は附属書 B の表に適合しなければならない。</p> <p>9.11 外郭の強度 感電、火災等の危険を生じるおそれのあるひび、割れその他異常が生じてはならない。</p> <p>9.15 接地用端子又は接地線 定格1次電圧が150Vを超えるものは、外郭の見やす</p>	

電気用品安全法の技術基準の解釈 別表第十二に提案する規格の概要

					い箇所に接地用端子又は接地線を設けなければならない。
第七條 第2項	感電に対する保護	二 接触電流は、人体に影響を及ぼさないように抑制されていること。	■該当 □非該当	箇条9 9.5.3	<p>9 構造</p> <p>9.5.3 極性が異なる充電部相互間又は充電部と人が触れるおそれのある非充電金属部との間を接続した場合に、その非充電金属部又は露出する充電部が次のいずれかに適合しなければならない。</p> <p>a) 対地電圧及び線間電圧が交流30V以下、又は直流45V以下でなければならない。</p> <p>b) 1kΩの抵抗を大地との間及び線間並びに非充電金属部と充電部との間に接続したとき、当該抵抗に流れる電流は、商用周波数以上の周波数において感電の危険が生ずるおそれのない場合を除き、1mA以下でなければならない。</p>
第八條	絶縁性能の保持	電気用品は、通常の使用状態において受けるおそれがある内外からの作用を考慮し、かつ、使用場所の状況に応じ、絶縁性能が保たれるものとする。	■該当 □非該当	箇条8 箇条15	<p>8 材料</p> <p>8.1 器体の材料 材料は通常の使用状態での温度に耐えなければならない。</p> <p>8.2 電気絶縁物及び熱絶縁物 接触又は近接した部分の温度に十分耐え、かつ、吸湿性の少ないものでなければならない。</p> <p>8.6 巻線に接している繊維質の絶縁材 絶縁ワニス又はこれと同等の以上の絶縁効力をもつ含浸剤で完全に処理したものでなければならない。</p> <p>8.7 絶縁性充填物</p>

電気用品安全法の技術基準の解釈 別表第十二に提案する規格の概要

					<p>耐水質のもので、使用中にひび、割れその他の異常を生じるおそれのないものでなければならない。</p> <p>8.8 外郭の材料</p> <p>屋外用のものの外郭の材料は、さびにくい金属、さび止めを施した金属、合成ゴム、陶磁器など、又は 80℃ ±3℃の空气中に 1 時間放置した後に自然に冷却したとき、その後の使用を損なうほどの膨れ、割れその他の異状が生じない合成樹脂でなければならない。</p>
第九条	火災の危険源からの保護	電気用品には、発火によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、発火する温度に達しない構造の採用、難燃性の部品及び材料の使用その他の措置が講じられるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 8 8.1 8.2 8.3 9.10	<p>8 材料</p> <p>8.1 器体の材料</p> <p>材料は通常の使用状態での温度に耐えなければならない。</p> <p>8.2 電気絶縁物及び熱絶縁物</p> <p>接触又は近接した部分の温度に十分耐え、かつ、吸湿性の少ないものでなければならない。</p> <p>8.3 器体の部品及び構造材料</p> <p>可燃性物質でないものとする。</p> <p>9.10 短絡、過電流などの異常時の保護装置</p> <p>器具間を接続する電線が短絡、過電流等の異常を生じたとき動作するヒューズ、過電流保護装置その他の保護装置を設けなければならない。</p>
第十条	火傷の防止	電気用品には、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼすおそれがある温度とならないこと、発熱部が容易に露出しないこと等の火傷を防止するための設計その他の措置が講じられるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 14 箇条 16	<p>14 平常温度上昇</p> <p>定格周波数に等しい周波数の定格1次電圧に等しい電圧のもとで、14.1の試験条件により定格2次電流に等しい電流を各部の温度上昇がほぼ一定となるまで通</p>

電気用品安全法の技術基準の解釈 別表第十二に提案する規格の概要

					<p>じたとき、14.2の基準に適合しなければならない。</p> <p>16 異常温度上昇</p> <p>定格周波数に等しい周波数の定格1次電圧に等しい電圧のもとで、16.1の試験条件により各部の温度上昇がほぼ一定となるまで又は巻線が焼損するまで試験を行ったとき、16.2の基準に適合しなければならない。</p>
第十一 条第1項	機械的危険源による危害の防止	電気用品には、それ自体が有する不安定性による転倒、可動部又は鋭利な角への接触等によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、適切な設計その他の措置が講じられるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 9	<p>9 構造</p> <p>9.1 形状, 組立, 動作</p> <p>通常の使用状態において危険が生ずるおそれのないものであって、形状が正しく、組立てが良好で、かつ、動作が円滑でなければならない。</p> <p>9.11 外郭の強度</p> <p>感電、火災等の危険を生じるおそれのあるひび、割れその他異常が生じてはならない。</p>
第十一 条第2項	機械的危険源による危害の防止	2 電気用品には、通常起こり得る外部からの機械的作用によって生じる危険源によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、必要な強度を持つ設計その他の措置が講じられるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 9	<p>9 構造</p> <p>9.11 外郭の強度</p> <p>感電、火災等の危険を生じるおそれのあるひび、割れその他異常が生じてはならない。</p>
第十二 条	化学的危険源による危害又は損傷の防止	電気用品は、当該電気用品に含まれる化学物質が流出し、又は溶出することにより、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 14 箇条 16	<p>14 平常温度上昇</p> <p>14.2.1 器体の外部に炎又は溶融した絶縁性充填物が出てはならない。</p> <p>16 異常温度上昇</p> <p>16.2.1 器体の外部に炎又は溶融した絶縁性充填物が出てはならない。</p>

電気用品安全法の技術基準の解釈 別表第十二に提案する規格の概要

第十三条	電気用品から発せられる電磁波による危害の防止	電気用品は、人体に危害を及ぼすおそれのある電磁波が、外部に発生しないように措置されているものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	この規格では規定しない	人体に危害を及ぼすおそれのある電磁波を、出さない品目であり非該当とする。
第十四条	使用方法を考慮した安全設計	電気用品は、当該電気用品に通常想定される無監視状態での運転においても、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条4	4 一般要求事項 通常の使用状態において十分な性能があり、この規格の意図する範囲において使用者及び周囲に危険が生じるおそれがないよう形状が正しく設計してあり、組立てが良好及び動作が円滑で、この規定に該当する全ての要求事項及び規定する試験に適合しなければならない。	基本的に無監視状態で使用されるものであり、全箇条で安全性を担保している。
第十五条第1項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、不意な始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	この規格では規定しない	一般に器具自体が始動・停止しない品目であり非該当とする。
第十五条第2項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、動作が中断し、又は停止したときは、再始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	この規格では規定しない	一般に器具自体が始動・停止しない品目であり非該当とする。
第十五条第3項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、不意な動作の停止によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	この規格では規定しない。	一般に器具自体が始動・停止しない品目であり非該当とする。
第十六条	保護協調及び組	電気用品は、当該電気用品を接続する配電系統や組み	<input checked="" type="checkbox"/> 該当	箇条9	9 構造	定格電流ごとに

電気用品安全法の技術基準の解釈 別表第十二に提案する規格の概要

条	合せ	合わせる他の電気用品を考慮し、異常な電流に対する安全装置が確実に作動するよう安全装置の作動特性を設定するとともに、安全装置が作動するまでの間、回路が異常な電流に耐えることができるものとする。	<input type="checkbox"/> 非該当		9.10 短絡、過電流などの異常時の保護装置 器具間を接続する電線が短絡、過電流等の異常を生じたとき動作するヒューズ、過電流保護装置その他の保護装置を設けなければならない。	ブレーカとの保護協調がとれるサイズの電線を接続できる電線に規定している。
第十七条	電磁的妨害に対する耐性	電気用品は、電氣的、磁氣的又は電磁的妨害により、安全機能に障害が生じることを防止する構造であるものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	この規格では規定しない	電氣的、磁氣的又は電磁的妨害により、安全機能に障害が生じない品目であり、非該当とする。
第十八条	雑音の強さ	電気用品は、通常の使用状態において、放送受信及び電気通信の機能に障害を及ぼす雑音を発生するおそれがないものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	この規格では規定しない	放送受信及び電気通信の機能に障害を及ぼす雑音を発生するおそれがない品目であり、非該当とする。
第十九条	表示等（一般）	電気用品は、安全上必要な情報及び使用上の注意（家庭用品品質表示法（昭和三十七年法律第四百号）によるものを除く。）を、見やすい箇所に容易に消えない方法で表示されるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条7 箇条9	7 表示 器体への表示は表面の見やすい箇所に容易に消えない方法で表示する。 9 構造 9.16 接地線及び接地用端子の表示 そのもの又は近傍に容易に消えない方法で表示する。	
第二十条	表示（長期使用	次の各号に掲げる製品の表示は、前条の規定によるほ	<input type="checkbox"/> 該当	—	この規格では規定しない	長期使用製品安

電気用品安全法の技術基準の解釈 別表第十二に提案する規格の概要

条第1項	製品安全表示制度による表示)	<p>か、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 扇風機及び換気扇（産業用のもの又は電気乾燥機（電熱装置を有する浴室用のものに限り、毛髪乾燥機を除く。）の機能を兼ねる換気扇を除く。） 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。</p> <p>(イ) 製造年</p> <p>(ロ) 設計上の標準使用期間（消費生活用製品安全法（昭和四十八年法律第三十一号）第三十二条の三第一項第一号に規定する設計標準使用期間をいう。以下同じ。）</p> <p>(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨</p>	<p>■非該当</p>			全表示制度については、適用外。
第二十条第2項	表示（長期使用製品安全表示制度による表示)	<p>二 電気冷房機（産業用のものを除く。） 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。</p> <p>(イ) 製造年</p> <p>(ロ) 設計上の標準使用期間</p> <p>(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨</p>	<p>□該当</p> <p>■非該当</p>	—	同上	同上
第二十条第3項	表示（長期使用製品安全表示制度による表示)	<p>三 電気洗濯機（産業用のもの及び乾燥装置を有するものを除く。）及び電気脱水機（電気洗濯機と一体となっているものに限り、産業用のものを除く。） 機</p>	<p>□該当</p> <p>■非該当</p>	—	同上	同上

電気用品安全法の技術基準の解釈 別表第十二に提案する規格の概要

		<p>器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。</p> <p>(イ) 製造年</p> <p>(ロ) 設計上の標準使用期間</p> <p>(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨</p>				
第二十条第4項	表示（長期使用製品安全表示制度による表示）	<p>四 テレビジョン受信機（ブラウン管のものに限り、産業用のものを除く。） 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。</p> <p>(イ) 製造年</p> <p>(ロ) 設計上の標準使用期間</p> <p>(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨</p>	<p><input type="checkbox"/> 該当</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 非該当</p>	—	同上	同上

電灯分電盤

⊂: 電源

